

平成31年度 税制改正に関する要望

平成 30 年 9 月 21 日

一般社団法人 全国建設業協会

平成 31 年度の税制改正に関する要望

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴 貞

平素は、建設業界に対し一方ならぬご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度公共事業関係の当初予算は、ほぼ横ばいながら 6 年連続の微増となりました。

しかし、一方では大都市と地方との事業量の地域間格差や利益率の企業間格差が依然として拡大化しており、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応等を担うべき地域建設業は、依然として困難な経営環境に置かれています。

また、建設業における「担い手の確保・育成」や、「i-Construction」などの建設現場の生産性向上への取組みは、政府が推し進める「働き方改革」という、大きな流れとも相まって、地域建設業に対して大転換を迫るものとなっております。

建設業は、各地域において大きな社会的役割を期待される産業であります。地域建設業が今後も社会的使命を果たしていくためには、経営基盤を強化し、経営の安定化を図ることが何よりも重要であり、そのためにも必要な税制上の措置は欠かすことができません。

そこで今般、各都道府県建設業協会より標記に係る意見を聴取し、

- ・ 租税特別措置等の創設・延長・改善要望
- ・ 運用、手続き等の改善要望
- ・ 建設業に係る税制上の課題

につき、平成 31 年度の税制改正に関する要望をいたしますので、何卒実現いただきますようお願い申し上げます。

要望事項 目次

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設	1
2. 中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長等	1
3. 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長等	2
4. 試験研究を行った場合の上乗税額控除の延長	2
5. 中小企業等の貸倒引当金の割増措置の適用期限の延長	3
6. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ	3

II 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化	4
----------------------------------------------------------------	---

III 建設業における税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い	5
-------------------	---

I 租税特別措置等の創設・延長・改善要望

1. 担い手確保・育成に係る税制上の優遇措置の創設

我が国の生産年齢人口が減少していく中、建設業における担い手の確保・育成の取組みは、政府が推し進める「働き方改革」という、大きな流れとも相まって、地域建設業に対して大転換を迫るものとなっている。

地域の中小建設企業においても、地域のインフラ整備や維持管理、災害対応等を担う社会的使命を将来に亘って果たしていくために、担い手の確保・育成の取組みを進めているところではあるが、依然として余裕のある経営状況ではないため、技術研修や若年者、女性、高齢者等の現場環境改善等に要した費用について、税額控除等の税制上の優遇措置の創設をお願いしたい。

2. 中小法人における法人税率の軽減税率の適用期限の延長等

建設企業、特に許可業者数は、経営基盤が脆弱な中小建設業が大半を占めている。中小建設企業は、厳しい経営環境下にあっても、地域の安全・安心を守るための投資や、雇用の維持や賃上げに取り組んでいるが、中小建設企業の経営基盤を強化するための原資は何よりも社内留保であり、それを高めていくために、法人税率の軽減税率の適用期限の延長をお願いしたい。加えて、さらなる法人税率の引き下げによる税負担の軽減をお願いしたい。

3. 中小企業経営強化税制及び中小企業投資促進税制の延長等

建設業において働き方改革及び担い手確保を進めていくためには、生産性向上を推進することが不可欠である。

第4次産業革命の始まりにより、産業構造が大きく変わりつつあり、建設業においても、ICT 建機、ドローン等の ICT 技術の導入により、建設生産プロセス全体を通じた生産性向上を図る取組が進められているが、これらの導入には多額の設備投資が必要であることから、中小企業者等が設備投資等を行った場合に即時償却等ができる措置（中小企業経営強化税制）及び中小企業者等の機械装置等購入時の特別償却または税額控除（中小企業投資促進税制）の延長をお願いしたい。加えて、これらの措置の適用要件を緩和していただくとともに、軽減措置を拡大していただきたい。

4. 試験研究を行った場合の上乗税額控除の延長

建設業界においては、ICT 技術の導入など技術革新が急速に進んでいる。

また、労働力人口が減少していく中で、建設現場における生産性向上により人手不足を解消することも重要な課題である。

生産性の向上を図っていくためには、企業が積極的に研究・開発を行っていく必要があるため、上乗せ税額控除の適用期限を延長していただきたい。

5. 中小企業等の貸倒引当金の割増措置の適用期限の延長

中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援していくために、貸倒引当金の割増措置の適用期限を延長していただきたい。

6. 少額減価償却資産の損金算入限度額の引上げ

建設企業においては、昨今、IT機器等の導入及び利活用が図られ、本社や営業所はもとより、個々の建設現場においても業務の効率化が進んでいる。

これらの機器等は、その取得価額の全額が損金算入できる限度額の10万円を超えることも多いため、取得価額の全額が損金算入できる減価償却資産の限度額を10万円未満から30万円未満まで引上げていただきたい。また、取得価額の全額が損金算入可能な減価償却資産の限度額（10万円未満）の引上げが難しい場合においては、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置における年間上限額の引上げをお願いしたい。

Ⅱ 運用・手続き等の改善要望

1. 建設現場における仮設現場事務所について、法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」からの除外及び事務手続きの簡素化

建設現場における仮設現場事務所は、常設的な店舗、事務所、工場と異なり、建設現場ごとに工事期間内に一時的かつ随時設置される仮設事務所であり、かつ非常に多くの建設現場で設置されている。これを法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」の定義に含めることは、他産業に比べて建設業に著しく不利な税制となっている。また、自治体により運用解釈があいまいで、平等性に欠けることから、建設現場における仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。特に、設置期間が1年を超えない短期の仮設現場事務所については、課税対象から除外していただきたい。

加えて、申告・納付を行う場合にあっての手続きについて、法人地方税は制度が複雑で、特に建設業は多数の道府県・市町村ごとに申告・納付手続きが必要なことから、事務負担が大きく、本店所在地での一括申告・納付等による簡素化を図っていただきたい。

Ⅲ 建設業における税制上の課題

1. 工事契約に係る印紙税の取扱い

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後に経済的利益があるものと推定し、担税力を見出して課税するものであるが、建設業の場合は、担税力の有無に関係なく通常の仕事を行うために先ず書面による工事請負契約書を作成しなければならず、建設業の特徴の一つとして、重層請負構造を形成していることから、各階層間で締結する工事請負契約書の印紙税は多重課税であり、過重負担となっている。

また、昨今、電子商取引が進展する中、電子契約書は不課税とされており、「書面か否か」の違いだけで課税の有無が判断されていることは課税根拠を欠くもので不公平であり、欧米主要国においては工事請負契約に関する文書が課税されていないことから、国際競争力を確保する観点からも、廃止すべきであると認識している。